



住宅の耐震診断は いかがですか？

耐震診断により お住まいの住宅の地震に対する強さがわかります。ぜひお申し込み下さい。

対象となる木造住宅

次のすべての要件を満たす住宅が対象になります。

- ① 由利本荘市内に存する住宅。
- ② 昭和56年5月31日以前に着工され、居住の用に供している木造戸建て住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等に用に供する部分の床面積が、延床面積の2分の1未満のもの）を含む。）
- ③ 昭和56年6月1日から平成12年5月31日までの間に増築を行った部分（増築部分の床面積が、延床面積の2分の1未満のもの。）。
- ④ 過去に由利本荘市木造住宅耐震診断・耐震改修補助事業による補助金の交付を受けて、耐震診断・耐震改修を行っていない住宅

募集期間及び募集戸数

- ・募集期間：令和元年6月3日（月）から令和元年10月31日（木）まで
- ・募集戸数：5戸（募集戸数に達した時点で終了します。）

耐震診断の費用

- ・耐震診断費用 1棟13万円
うち、申込者の自己負担額1万円（残り12万円は由利本荘市が負担）
（自己負担額は、市が耐震診断支援業務（診断士派遣）を委託する機関からの請求に基づきお支払いいただきます。）

ご注意ください

- ・点検商法、サービス商法にご注意下さい。
派遣する耐震診断士は、秋田県知事により「秋田県木造住宅耐震診断技術者登録制度」により登録を受けた建築士で、「登録証」を携帯していますので、ご確認ください。
当耐震診断は、「一般診断法」（一般財団法人 日本建築防災協会「木造住宅の耐震診断と補強方法」）により、住宅の耐震性能の目安を判断するものです。

木造住宅の耐震診断 申し込みから耐震診断まで

1. 申し込み

※申し込みをお考えの場合は、事前にご相談ください。

申し込みは、申込書に必要事項を記入のうえ、必要書類を添えて、建設部建築住宅課住宅班へ提出してください。（申込書は建築住宅課窓口にもございます。）

【以下の書類等が必要です。】

- 由利本荘市木造住宅耐震診断申込書
- 対象住宅の着工時期及び所有権が確認できる書類
（建築確認通知書、検査済証、登記事項証明書、固定資産課税台帳、名寄帳、その他）
- 対象住宅に居住する世帯全員の住民票謄本
- 納税等状況調査同意書（特例措置に係る市税等の納税等状況調査同意書含む）
- 対象住宅に借家人がいる場合は、耐震診断の実施に係る同意書
- その他（印鑑等）

2. 承認通知

お申し込み頂いた内容について確認し、事業の対象として支障がない場合、「秋田県木造住宅耐震診断技術者登録名簿」より、耐震診断を担当する建築士（以下「耐震診断士」という。）を選任し、その氏名及び所属等を記載した「由利本荘市木造住宅耐震診断実施承認通知書」を申込者へ送付します。

3. 現地調査日時の調整

現地調査の日時調整のため、担当する耐震診断士より直接ご連絡いたします。

4. 現地調査

耐震診断士がご自宅へ訪問し、住宅の調査を行います。現地調査は、建物の状態等を目視で行い、床下や天井裏等も押し入れ等から可能な限り調査しますので、調査の実施について、ご理解・ご協力をお願いします。

5. 診断結果の通知

耐震診断士が作成した診断結果に基づき、由利本荘市より文書で通知します。

その他

お住まいの住宅によっては、利用状況や建築工法により、耐震診断の対象とならない場合があります。申請いただいた内容をもとに判断させていただきますので、ご了承ください。